

境町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
境町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の目的

本計画は、教育職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことや、教育職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることにより、本町教育の更なる充実につながることを目的として策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師とします。

(3) 本町の現状

本町では、令和2年3月16日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「境町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 27 時間	14.8%	0.0%
中学校	月 33 時間	21.5%	0.0%

- 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が、中学校で 21.5%と多くなっています。超過勤務時間における個人差の問題や生徒指導や保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、ICT の活用による業務効率化や専門家の活用など相談体制の整備を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものです。

2. 目標

勤務時間外の在校等時間の上限を規則で規定された「原則月 45 時間以内、年 360 時間以内」とします。

- 時間外在校等時間に関する数値目標
 - ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を月 30 時間以内とする。
 - ・ 1 箇月の時間外在校等時間が月 45 時間以内の割合を 100%とする。

3. 計画の期間

本計画の実施期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

①児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

②地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。

③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・町教育委員会による対応、茨城県が設置する「学校問題解決支援相談窓口」への相談及び学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

- ・教育委員会においては、学校への調査等の量の縮減に努める。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会においては、民間事業者等への委託を積極的に行う。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育委員会において、介助員の配置を充実させる。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校児童生徒への対応として、教育支援センターや校内フリースクールによる効果的な支援を促進する。
- ・外国籍の児童生徒が増加していることから、日本語指導支援員の学校への派遣を促進する。

- ・ Web 連絡帳システム等を活用し、外国人保護者に対する連絡手段を確保する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

① 超過勤務時間における個人差の解消

個人差の大きい職員への業務調整・指導助言

② 週時程・日課表の改善による業務時間の確保

- ・ 週授業時数、週時程表の再検討
- ・ 放課後時間の有効活用に向けた校内ルール整備
- ・ 特別日課の計画的設定（事務処理・研修時間の確保）

③ 校務の精選と ICT 活用による業務効率化の定着

- ・ 指導案、会議資料、報告様式の簡略化・標準化
- ・ ペーパーレス会議、アンケート機能、電子配布の定着

④ 学校行事の精選

それぞれの教育的価値を踏まえた学校行事の精選又は統合

⑤ 地域連携の推進

学校運営協議会等における教職員の関わり方の整理

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①医師による面接指導

1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

②ストレスチェックの実施率

ストレスチェックの実施率を 1 0 0 %にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

③相談窓口の周知

心身の健康問題についての相談窓口を周知する。

④年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

⑤定時退勤日の設定

学校における定時退勤日を週 1 回以上設定するよう推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育委員会においては、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月確認し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に

も速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。